

ASNET 規約

目次

ASNET 規約	1
第 1 章 総則	3
第 1 条 (定義)	3
第 2 条 (目的)	3
第 3 条 (対象)	3
第 4 条 (営業日)	3
第 5 条 (提供サービス)	3
第 6 条 (運営)	4
第 2 章 会員	5
第 7 条 (区分)	5
第 8 条 (区分毎の資格)	5
第 9 条 (欠格条件)	5
第 10 条 (入会手順)	5
第 11 条 (連帯保証)	6
第 12 条 (入会金および保証金)	6
第 13 条 (相殺の禁止)	6
第 3 章 会員の権利・義務	7
第 14 条 (品位の保持)	7
第 15 条 (権利)	7
第 16 条 (義務)	7
第 17 条 (機器)	8
第 18 条 (届出)	8
第 19 条 (区分の変更)	8
第 20 条 (利用限度額および車両規制)	8
第 21 条 (会員番号およびパスワード)	9
第 22 条 (禁止行為)	9
第 23 条 (制限)	9
第 4 章 退会	11
第 24 条 (任意解除)	11
第 25 条 (AS による解除)	11
第 26 条 (会員番号、機器等の返還)	11
第 5 章 その他	13
第 27 条 (免責)	13
第 28 条 (損害賠償)	13
第 29 条 (規約の改定)	13

第30条（著作権）	13
第31条（会員情報または個人情報の取り扱い）	13
第32条（管轄権の合意）	14
附則.....	14

第 1 章 総則

第 1 条（定義）

本規約において用いる用語の定義は、以下の通りとする。

エーエス A S	株式会社オートサーバー
エーエスネット A S N E T	A S がインターネットを通じて運営する自動車流通システム
会員	A S N E T 加入者
古物商	古物営業法に規定する古物を、業として売買する業者または個人事業主
提携会場	A S が業務提携を結ぶオートオークション会場またはバイクオークション会場

第 2 条（目的）

1. A S は、インターネットを通じて自動車取引の仲介を迅速かつ正確に行うことにより、自動車業界の発展と会員の繁栄を図ることを目的とし、A S N E T を運営する。
2. A S は、日本語および A S 指定の言語にて A S N E T を提供する。
3. 本規約は、A S N E T における円滑かつ公正な取引の実現を目的とする。

第 3 条（対象）

A S N E T は、本規約に定める資格要件を満たし、かつ A S 所定の手続きを完了した会員でなければ利用することができない。

第 4 条（営業日）

A S は、原則として無休で A S N E T の運営を行い、サービス毎の営業日を別に定める。ただし天変地異または特別な事情があると A S が認める場合はこの限りでない。

第 5 条（提供サービス）

A S が A S N E T において提供するサービスとその概要は、以下の通りとする。

(1) オークション代行サービス	提携会場での入札・落札の代行および出品の代行等のサービス
(2) 会員間物流サービス	会員および A S が提携を結ぶ事業者間の自動車売買仲介サービス
(3) 中古パーツサービス	A S が提携を結ぶ事業者の提供する自動車中古パーツの購入仲介サービス
(4) カー用品プラスサービス	A S が提携を結ぶ事業者の提供する物品の販売もしくは委託販売サービス
(5) 店頭商談 NET サービス	A S が A S N E T 上で提供するインターネットによる中古車小売販売支援および付随サービス
(6) 言語切替サービス	A S N E T における提供言語（日本語/英語モード）を切り替えることのできるサービス。なお本サービスについては、本規約を適用する。

第 6 条（運営）

AS は、ASNET および前条に掲げる提供サービスの詳細および運営については、本規約のほか、下記に定める諸規約に定める。

（1）オークション代行サービス	オークション代行サービス規約
（2）会員間物流サービス	ASワンプラ規約
（3）第 1 号および 2 号に関する陸送	ASNET 陸送規約
（4）第 1 号および 2 号に関するペナルティ	ASNET ペナルティ規約
（5）中古パーツサービス	リパーツダイレクトシステム（中古パーツ）利用規約
（6）カー用品プラスサービス	カー用品プラス利用規約
（7）店頭商談 NET サービス	店頭商談 NET 利用規約

第 2 章 会員

第 7 条（区分）

1. ASNETの会員の区分は、次のとおりとする。
 - (1) 正会員
 - (2) 準会員
2. ASは、前項のほかに必要と認めた者を会員とすることができる。

第 8 条（区分毎の資格）

1. 正会員たる資格を有する者は、次の第 1 号から第 3 号に掲げる条件をいずれも満たす者に限る。ただし AS が特別に認めた場合はこの限りでない。
 - (1) 所在地所轄公安委員会の発行する古物商許可証を有する中古車業者
 - (2) 国土交通省の定めた認証工場または指定工場としての資格を有するか、もしくは常設の営業所と見なされる会社または自宅の不動産を所有している者
 - (3) 常設の営業所を有し、現に営業活動を行なっている者
2. 準会員たる資格を有する者は、次の第 1 号から第 3 号に掲げる条件をいずれも満たす者に限る。ただし AS が特別に認めた場合はこの限りでない。
 - (1) 所在地所轄公安委員会の発行する古物商許可証を有する中古車業者
 - (2) 常設の営業所を有し、現に営業活動を行なっている者
 - (3) 第 11 条 2 項に定める連帯保証人を指定することができる者

第 9 条（欠格条件）

次の各号のいずれかに該当する者は、ASNETの会員となることができない。

- (1) 暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）である場合、または反社会的勢力であった場合、もしくは反社会的勢力と関係している場合
- (2) 代表者が刑法、古物営業法その他の法令に違反したことがある場合
- (3) 信用状態の重大な悪化が生じ、またはその恐れがあると認められる相当の事由があると AS が判断した場合
- (4) AS が会員として相応しくないと認めた場合

第 10 条（入会手順）

1. ASNETに入会しようとする者は、AS 所定の書類に必要事項を記入の上、AS が指定する書類を添えて申し込まなければならない。
2. AS は、前項の書類を受理した時は、遅滞なく審査を行い、承認または不承認の決定をし、当該申込者に通知する。
3. AS は、前項の審査結果理由を開示しない。
4. 2 項に定める承認を受けた者は、AS との間で会員登録契約を締結する。

5. AS は、会員登録契約締結後、当該申込者に ASNET の会員番号およびパスワードを発行する。

第 11 条（連帯保証）

1. 会員の代表者は、当該会員が AS に対して負う一切の債務につき、当該会員と連帯して保証しなければならない。ただし AS が認めた場合はこの限りでない。
2. 準会員は、前項の代表者に加えて、AS の承認する別の連帯保証人（以下「連帯保証人」という）を定めなければならない。ただし AS が認めた場合はこの限りでない。
3. 連帯保証人は、当該会員が AS に対して負う一切の債務につき、当該会員と連帯して保証しなければならない。
4. 連帯保証人は、原則として会員の代表者とは所在地の異なる、満 20 歳以上 70 歳未満の者でなければならない。
5. 第 1 項または第 3 項の連帯保証につき、別途極度額の定めがある場合は、当該極度額を連帯保証の限度額とする。

第 12 条（入会金および保証金）

1. ASNET への入会金、または保証金は無料とする。ただし AS が必要と認める場合、AS は保証金を預託させることができる。
2. 前項に基づいて預託された保証金について、AS は、当該会員が AS に対して支払うべき債務と相殺することができる。
3. 1 項に基づいて預託された保証金は、当該会員が ASNET を退会する際に返金に要する費用を差し引いた上で返還する。
4. 本規約制定以前に、会員が AS に対し預託した入会金または保証金の返還等についての取り扱いは、預託した時点において AS が定めた規約に従って取り扱う。

第 13 条（相殺の禁止）

会員は、AS に対する債務と、AS に預託している入会金または保証金との相殺を主張することは出来ない。

第 3 章 会員の権利・義務

第 14 条（品位の保持）

1. 会員は、社会道徳を重んじ、常に会員たるにふさわしい行動の保持に努めなければならない。
2. 会員は、次の各事項を表明し、保証する。
 - （1）自己が、反社会的勢力でなくなった時から 5 年を経過しない者ではないこと
 - （2）自己の役員・従業員等の関係者が、反社会的勢力の構成員またはその関係者ではないこと
 - （3）自己および自己の役員・従業員等の関係者が、反社会的勢力の支配・影響を受けないこと
 - （4）自己および自己の役員・従業員等の関係者が、反社会的勢力を利用しないこと
 - （5）自己および自己の役員・従業員等の関係者が、反社会的勢力に対して資金等を提供、または便宜を供与しないこと
 - （6）自己および自己の役員・従業員等の関係者が、反社会的勢力と社会的に非難されうる関係を有しないこと
3. AS は、会員が前項のいずれかに違反している旨の疑義が生じた場合、当該会員による ASNET の利用を停止することができる。この場合、AS は当該措置により生じた損害の賠償責任を負わない。
4. AS は、会員が本条 2 項のいずれかに違反していると認めた場合、何らの通告を要せず当該会員の会員登録契約を解除することができる。この場合、AS は当該措置により生じた損害の賠償責任を負わない。

第 15 条（権利）

会員は、第 5 条に定める ASNET の全てのサービスを利用することができる。ただし AS は、必要と認めた場合、サービス毎に利用の制限を設けることができる。

第 16 条（義務）

1. 会員は、本規約のほか AS が別に定める規約、細則または AS との契約事項を遵守し、これらを理解したうえで ASNET を利用しなければならない。
2. 会員は、AS が ASNET における取引の一部をコンピュータシステムによって処理することをあらかじめ承諾し、コンピュータシステムによる取引結果を遵守しなければならない。
3. 会員が ASNET の各サービスを利用した場合、AS が別に定める「ASNET 手数料一覧表」に定める手数料もしくは本規約に基づく代金等を、AS が定める支払方法を用いて定められた支払期限までに支払わなければならない。なお支払方法が銀行振込である場合、AS は領収を証す書面の発行を行わない。
4. 会員は、前項の手数料等について、AS が別に定める手順に従い、「手数料割引プ

ン」を利用することができる。

第 17 条（機器）

会員は、ASNET への参加に際し、AS の推奨する機器および通信環境を使用しなければならない。

第 18 条（届出）

1. 会員は、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当するに至った時は、ただちに AS に通知し、AS の指示に従わなければならない。
 - (1) 商号、代表者、取引口座、本社所在地等、ASNET 入会時において登録した情報に変更があったとき
 - (2) 第 8 条に定める会員資格要件を具備しなくなったとき
 - (3) 第 9 条に定める会員欠格要件に該当することとなったとき
 - (4) 連帯保証人を変更しようとするとき
 - (5) 解散、合併、分割、営業の全部または重要な部分を譲渡しようとするとき
 - (6) 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他法的整理手続きの申立てを行ったとき、あるいは申立てを受けた事実を知ったとき
 - (7) 所在地管轄の公安委員会から古物営業法に基づく古物商としての営業停止または古物商免許証の取り消しの処分を受けたとき
2. AS は、会員が前項に定める届出を怠った場合、または不備もしくは不明な点があることを認めた場合、事前に通告すること無く当該会員の ASNET 利用を制限、停止あるいは会員登録契約を解除することができる。

第 19 条（区分の変更）

1. 会員は、自らの会員区分の変更をしようとするときは、AS に申し出の上、AS の指示に従わなければならない。
2. AS は、必要と認めた場合、会員の区分を変更することができる。

第 20 条（利用限度額および車両規制）

1. AS は、会員毎に、手数料、車両代金等、ASNET 利用に関する利用限度額を設けることができる。
2. AS は、会員が前項の利用限度額を超えて ASNET を利用した場合、当該会員の支払いが完了するまでの間、ASNET の利用を制限あるいは停止することができる。また、利用限度額が超過したときは、超過が解消するまで、もしくは AS へ支払うべき債務をすべて支払うまで、当該会員が ASNET を介して取引を行っている車両の搬入出または引き渡しを制限することができる。
3. 前項に基づく ASNET の利用制限または停止により、当該会員が損害を被ることがあっても、AS はこれを賠償する責めに任じない。

第 2 1 条（会員番号およびパスワード）

1. AS は、会員に対し、当該会員のみが使用することのできる ASNET の会員番号およびパスワードを発行する。
2. 会員は、AS より発行を受けた会員番号およびパスワードを、自己の責任において管理しなければならない。
3. 会員は、会員番号またはパスワードを紛失した場合、すみやかに AS へ連絡し、AS の指示に従わなければならない。
4. 会員は、会員番号またはパスワードの紛失、漏洩、盗用、または不正利用、その他の事故によって被害を被った場合でも、そのために生じた損害につき、自身の責任で対応しなければならない。AS に対する債務を免れることはできない。
5. 会員は、パスワードの変更を希望する場合もしくは AS から変更の指示を受けた場合、ASNET の画面に記された手順もしくは AS の指示に従って変更の手続きをとらなければならない。

第 2 2 条（禁止行為）

会員は次の行為をしてはならない。

- (1) 第三者に対し、ASNET の会員番号、パスワード等を開示、漏洩、貸与または譲渡すること
- (2) 第三者に対し、自己の名を以て ASNET を利用させること
- (3) ASNET 掲載のデータ（写真画像・出品票・文字データ等を含む）を複製、転載、転用すること
- (4) 会員以外の第三者に対し、提携会場のセリスタート金額、落札金額および相場情報等を知らせること
- (5) AS、他の会員、提携会場またはその会場会員、あるいは AS の提携業者等の信用を貶め、もしくは利益を損なうことを喧伝すること
- (6) AS が定める規約、細則、諸契約に違反すること
- (7) ASNET を介した車両の売買につき、AS の許可無く会員間の直接交渉または車両の旧名義人への直接交渉を行うこと
- (8) ASNET を介した車両の売買につき、提携会場または車両出品会員、旧名義人等に直接連絡すること
- (9) 自らが提携会場に出品した車両を自ら競り上げ、または他に依頼し競り上げ、もしくはそれらに協力する等、AS が不正な行為と認めること
- (10) その他 AS が不相当と認めること

第 2 3 条（制限）

1. AS は、会員が以下に掲げる事項のいずれかに該当する場合、当該会員の ASNET の全部または一部の利用を制限することができる。

- (1) 本規約第 14 条、第 16 条、第 18 条から第 22 条または第 6 条に定める諸規則に違反したとき
 - (2) A S N E T における取引に係る訴訟の当事者またはその関連する者である蓋然性が認められるとき、またはその判決があったとき
 - (3) 会員との間で訴訟または紛争等が生じた場合もしくは生じる蓋然性が認められると判断したとき
 - (4) 犯罪嫌疑のため被疑者または被告人となったとき
 - (5) 自己振出の手形または小切手が不渡り処分を受ける等の支払停止になったとき
 - (6) 差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申立てを受けたとき、または租税滞納処分を受けたとき
 - (7) A S が必要と認めたとき
2. 前項に基づく A S N E T の利用制限により、当該会員が損害を被ることがあっても、A S はこれを賠償する責めに任じない。

第 4 章 退会

第 24 条（任意解除）

1. 会員は、ASNET への会員登録契約を解除して退会しようとするときは、会員任意退会申請書に所定の事項を記入して AS に提出の上、AS に対する全ての債務支払いを完了しなければならない。
2. AS は、前項の規定による書類を受理した時は、遅滞なく退会処理を行い、これが完了したときに、当該会員に通知する。

第 25 条（AS による解除）

1. AS は、会員が次のいずれかに該当する場合、事前に通告することなく ASNET の会員登録契約を解除することができる。
 - (1) 第 8 条に定める会員資格要件を具備しなくなったとき、または第 9 条に定める会員欠格要件に該当することとなったとき
 - (2) 本規約のほか、AS が別に定める諸規約または諸契約条項に違反したとき
 - (3) 第 10 条または第 18 条により AS に届け出た事項につき、重大な虚偽の事実があることが明らかになったとき
 - (4) ASNET の利用につき知り得た AS、提携会場、その他第三者の技術的もしくは営業上の機密情報または個人情報につき、善良なる管理者としての義務を怠り、もしくは意図して、第三者に開示、漏洩したとき
 - (5) 第三者から差押・仮差押・仮処分・強制執行もしくは競売等の申し立てを受け、または公租公課の滞納による強制執行を受けたとき
 - (6) 破産・会社整理もしくは会社更生手続開始等の申し立てをされ、または自らこれの申し立てをしたとき
 - (7) 営業の廃止・更生もしくは解散等の決議を行い、または他の会社と合併、もしくは他の会社に事業譲渡をしたとき
 - (8) 所在地管轄の公安委員会から古物商許可証の取り消しの処分を受けたとき
 - (9) 過去に AS より ASNET の退会処分を受けた者のために ASNET を利用しようとしたことが明らかになったとき
 - (10) 会員との間で生じた訴訟または紛争等が解決したとき
 - (11) その他、会員としてふさわしくない行為があったと AS が認めるとき
2. 前項に基づく ASNET の会員登録契約解除により、当該会員が損害を被るがあっても、AS はこれを賠償する責めに任じない。

第 26 条（会員番号、機器等の返還）

1. 会員は、前 2 条に基づき ASNET への会員登録契約を解除したときは、AS が発行した会員番号、パスワードをただちに返却しなければならない。
2. 会員は、ASNET への会員登録契約を解除したときは、AS から買い取っていた機

器等の返還を求めることはできず、また、A S がリースしていた機器等を A S が相当と認める価額で買い取らなければならない。

第 5 章 その他

第 27 条（免責）

1. AS は、以下の場合でも、法令または本規約で別に定める場合を除き、これを賠償する責めに任じない。
 - (1) 会員が、ASNET を利用したことによって損害を被った場合
 - (2) 会員が、自らのコンピュータシステムまたは設備等の故障もしくは不調等、不測の事態により ASNET を利用できず、損害を被った場合
 - (3) AS のコンピュータシステムまたは設備等の故障もしくは不調等、不測の事態により AS が ASNET を運営できず、会員が損害を被った場合
2. ASNET のシステムまたは設備等に外部からの侵入等不測の事故が発生し、正常な運営ができない若しくは正常な運営ができなかったと AS が判断した時は、会員は AS の裁定に従うものとする。

第 28 条（損害賠償）

1. 会員は、不正な方法もしくは過失により ASNET を利用する等し、AS に対して損害を与えた場合、これを賠償しなければならない。
2. AS は、前項において会員が AS に与えた損害について、その弁済を立替払いすることができる。
3. AS は、会員に対して成約車両代金等の支払い債務を有している場合において、当該会員による前 2 項もしくは前 2 項に準ずる行為により損害を被る恐れが高いと認めるときは、成約車両代金等の支払いを留保することができ、被った損害が明らかになったときに当該債務と損害賠償請求する権利とを相殺することができる。

第 29 条（規約の改定）

AS は、本規約の変更が必要と認める場合、随時任意に改定することができるものとし、その内容は ASNET における掲示または文書によりその都度会員に通知し、掲示の日付をもって全通達が完了したものとみなす。

第 30 条（著作権）

本サービスにおいて ASNET に掲載する情報の著作権は、サービス毎に定める。

第 31 条（会員情報または個人情報の取り扱い）

1. ASNET における個人情報の取り扱い方法については「個人情報保護方針および個人情報の取扱いについて (<https://www.autoserver.co.jp/privacypolicy/>)」に定める。
2. AS は、ASNET 会員登録情報に含まれる情報及び連帯保証人の情報並びに車両所有者の情報（以下総称して「個人情報」という）について、ASNET を円滑に運営

するため、必要と認める範囲内において、業務委託先または業務提携先等に提供する。

3. 前項に加え、ASは下記のいずれかに該当する場合、会員情報または個人情報第三者に開示することができる。

(1) 開示することにつき、当該会員の同意があったとき

(2) 法令に基づく場合又は公的機関の指示、指導又は命令若しくは要請に基づくとき

4. 会員は前3項の会員情報または個人情報の取り扱いについて、承諾するものとする。

第32条（管轄権の合意）

ASNETの利用に関し、ASと会員間に生じた一切の紛争（裁判所の調停手続きを含む）は、ASの本店所在地を管轄する東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則

- ・本規約は平成27年4月1日より施行する。
- ・ASがASNET画面に掲載または本規約で定める手数料もしくは車両代金等の金額は、特に定めがある場合を除き消費税は含まれない。
- ・カー用品プラスのサービス名称変更の改定は平成28年10月11日より施行する。
- ・第32条の変更は平成29年9月01日より施行する。
- ・第31条2項3号の改定は平成30年04月20日より施行する。
- ・第31条の変更は平成30年5月17日より施行する。
- ・第21条5項の変更は平成30年11月12日より施行する。
- ・第5条、第6条の変更は平成31年1月18日より施行する。
- ・第20条2項の改定は平成31年1月29日より施行する。
- ・第23条1項2号の変更は令和元年10月18日より施行する。
- ・第11条5項の新設および、第16条3項の変更は令和2年3月24日より施行する。
- ・第28条の変更は令和4年3月28日より施行する。
- ・第31条の変更は令和4年6月16日より施行する。
- ・第31条及び第32条の変更は令和4年11月2日より施行する。
- ・第31条の改定は令和5年3月22日より施行する。
- ・第31条の改定は令和5年5月11日より施行する。
- ・第12条の改定は令和5年9月8日より施行する。
- ・第5条、第6条の改定は令和5年11月2日より施行する。
- ・第16条の改定は令和6年1月1日より施行する。
- ・第12条1項の改定は令和7年2月5日より施行する。